省令で規定する進学準備給付金の支給対象者

改正後の生活保護法施行規則第１８条の７で規定する方は、以下のア、イの方です。

ア　保護の実施機関が、高等学校等（※１）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら、保護を受けることができると認めた方（高等学校等就学者）であって、当該高等学校等を卒業、修了した後、直ちに特定教育訓練施設に入学しようとする方

※１　高等学校等とは以下のとおりです。

○高等学校、中学教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（いずれも専攻科及び別科を除く。）

○専修学校または各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）

イ　高等学校等就学者であった方（災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業、修了した後、直ちに特定教育訓練施設に入学できなかった場合に限る。）であって、当該高等学校等を卒業、修了した後、１年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとする方